
東海第二発電所 設計及び工事計画に係る説明資料
コメント回答
(防潮堤（鋼製防護壁）の不具合事象)

2024年8月7日
日本原子力発電株式会社

本資料中の は、商業秘密又は防護上の観点で公開できません。

審査会合コメント整理表

コメント		回答	
3/26 会合	①	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準適合性を判断するために必要な調査項目を網羅的に整理し、不具合事象の全容を示すこと ● 調査結果を踏まえた既工認との相違点を網羅的に整理して説明すること <ul style="list-style-type: none"> ▶ 例示① 地山側のコンクリート未充填について、部分的な調査で評価可能としている根拠 ▶ 例示② 地山側のコンクリート未充填について、剛結継手部以外には認められないとする根拠 ▶ 例示③ 崩落土砂が完全に撤去されたと判断している根拠 ▶ 例示④ 根入れ部に不具合（北基礎の高止まり、コンクリート未充填）がないとしている根拠 	6/18 説明 済み
	②	<ul style="list-style-type: none"> ● 既工認に立ち返り、設計や工事等の各方面から課題を網羅的に整理した上で対応方法を示すこと <ul style="list-style-type: none"> ▶ 例示① 既工認の論点が、不具合対策を施した構造に対しても適用する根拠 ▶ 例示② 不具合対策を施した構造が、原設計と同等の耐力（鉄筋腐食、コンクリートとの一体性）を有すると判断する根拠 ▶ 例示③ 地山側の露出した鉄筋についての経年劣化への影響 	—
	③	● 不確かさを考慮して設計すること（局部的に応力集中が起こる可能性も否定できない）	
	④	<ul style="list-style-type: none"> ● 既工認と同様に、設計条件及び評価項目のすべてに対して説明する等検討すること ● 既工認の健全な構造での応答値を使って耐震耐津波評価を行っていることの妥当性を検討すること 	

コメント		回答	
6/18 会合	⑤	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状の調査結果からは不具合の全容を確認したことにはならないため、作り直しも含めて対応方針を整理して示すこと。 	8/● 予定

コメント⑤「対応方針の整理」

【コメント⑤】

- 現状の調査結果からは不具合の全容を確認したことにはならないため、作り直しも含めて対応方針を整理して示すこと。

【回答概要】

「対応方針の整理」は、下記の内容で資料を取りまとめた。

項目	内容	頁
(1)地中連続壁部の扱い	<ul style="list-style-type: none">・ 不確かさが残る地中連続壁部を上部の鋼製防護壁を支持する構造としては使用しない設計に変更する。・ 地中連続壁部は残置し、中実部基礎構築のための土留壁として使用する。	4p
(2)構造変更概要	<ul style="list-style-type: none">・ 地中連続壁を基礎として扱わないことにより、当初設計の剛性・耐力が確保できないため、周辺地盤の地盤改良や基礎の追加等を行い安全裕度を確保する。	5～7p

コメント⑤「対応方針の整理」

(1) 地中連続壁部の扱い

①対応方針

- ・不確かさが残る地中連続壁部を上部の鋼製防護壁を支持する構造としては使用しない設計に変更する
- ・地中連続壁部は残置し，中実部基礎構築のための土留壁として使用する。

②設計方針

- ・中実部基礎のみの基礎では，地震・津波時の変位等が大きくなるため，周辺地盤の地盤改良や基礎の追加設置などにより，変位等を抑制し，安全裕度を向上させる。
- ・土留壁となる地中連続壁部が，本体基礎に及ぼす影響について確認する。

<凡例>

■：防潮堤基礎

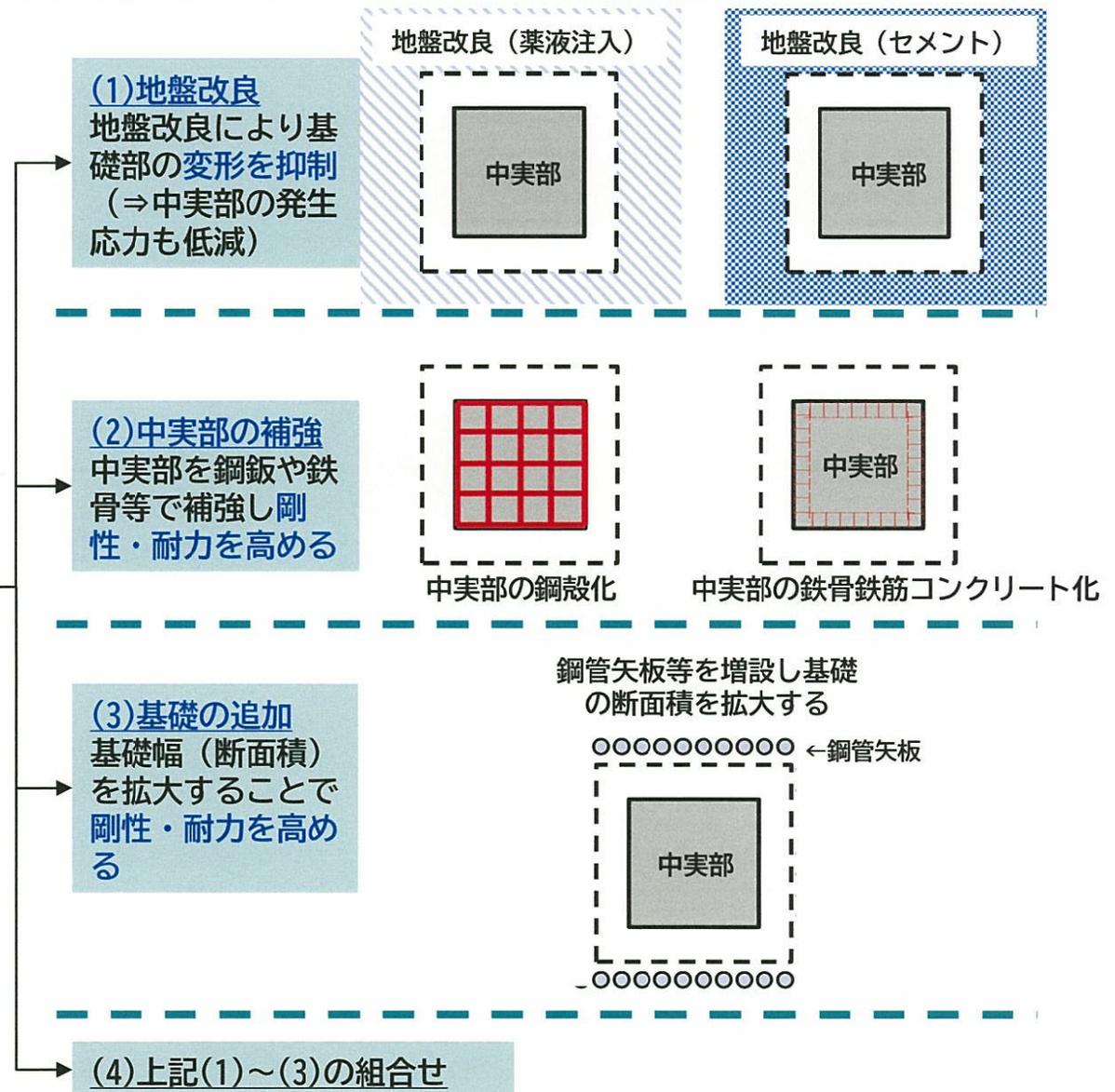
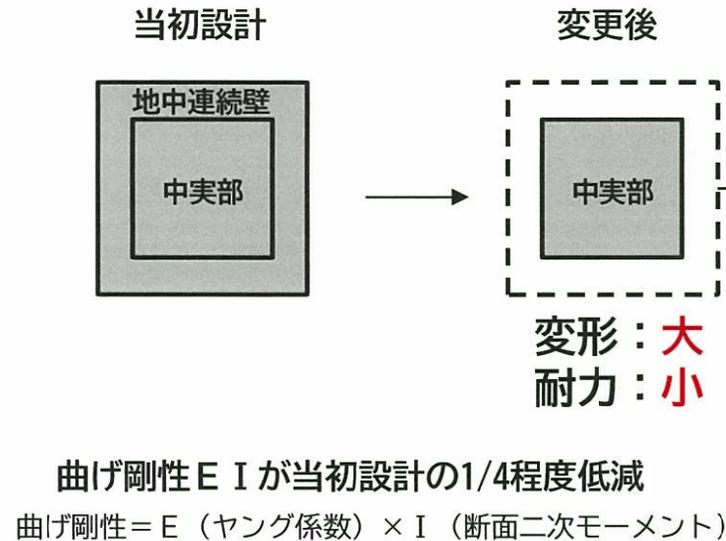
■：土留壁



コメント⑤「対応方針の整理」

(2) - 1 構造変更概要

地中連続壁を基礎として扱わないことにより、当初設計の剛性・耐力が確保できないため、周辺地盤の地盤改良や基礎の追加等を行い安全裕度を確保する。



コンクリートの設計基準強度 $f'_{ck} = 40 \text{ N/mm}^2$

コンクリートの設計基準強度 $f'_{ck} = 50 \text{ N/mm}^2 \Rightarrow EI$ の向上に寄与 (2~3%)

コメント⑤「対応方針の整理」

(2) - 2 構造変更概要（地中連続壁部を作り直さず残置する理由）

- 地中連続壁部は残置し，構造評価上は地盤（改良土）として扱う保守的な評価を行う。
- 地中連続壁部を残置する場合，中実部に発生する変形量や応力度は低減する。
- したがって，地中連続壁部を残置することで，実際は，評価結果を上回る安全裕度を有する基礎になると考えられる。
- なお，残置する地中連続壁部が中実部へどのような影響を及ぼすかについては評価を行っていく。

コメント⑤「対応方針の整理」

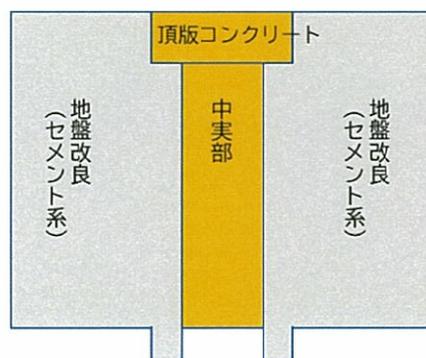
(2) - 3 構造変更概要（残置する地中連続壁部が防潮堤に与える影響評価法）

高強度コンクリートである地中連続壁部を構造計算上は地盤（改良土）として保守的に評価するものの、実際は高強度のコンクリートが中実部基礎周りに存在していることから影響評価を行う。

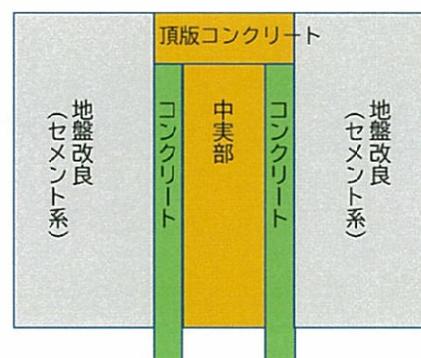
【評価法】

三次元等を用いた適切な評価方法により解析評価を実施

（地中連続壁部を硬いコンクリートとした場合の中実部に与える影響評価）



構造評価モデルイメージ
(基本)



地中連続壁を硬いコンクリートとした場合
のモデルイメージ

- 不確かさが残る地中連続壁部を上部の鋼製防護壁を支持する構造としては使用しない設計に変更する。
- 地中連続壁を基礎として扱わないことにより，当初設計の剛性・耐力が確保できないため，周辺地盤の地盤改良や基礎の追加等を行い安全裕度を確保する。
- 地中連続壁部は残置（中実部基礎構築のための土留壁として使用）し，構造評価上は，保守的に地盤（改良土）として扱う。
（地中連続壁部を残置することで，実際は，評価結果を上回る安全裕度を有する基礎になると考えられる）
- 残置する地中連続壁部が中実部へどのような影響を及ぼすかについて評価する。